

小樽市環境基本計画

〈概要版〉

小樽市



はじめに



北海道の日本海側中央に位置する私たちのまち小樽市は、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々、清澄な河川などの恵まれた自然と、先人たちが築いてきた歴史や文化が織りなす独特な雰囲気の漂うまちなみとが調和した詩情あふれる港まちです。

まちの魅力ともなっている豊かな自然と今に受け継がれている歴史や文化は、かけがえのない貴重な財産であり、これらの環境を守り育み、将来の世代へと良好な形で継承していくことが私たちに課せられた責務であります。

21世紀は「環境の世紀」といわれていますが、今日の温暖化をはじめとする地球規模に及ぶ問題や近年表面化してきた大陸からのPM2.5の飛来、さらには東日本大震災後の放射性物質による汚染や電力需給への対応など多くの直面する環境問題に対して、私たちは一人一人が現在のライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮した取組を行っていくことが重要となっています。

環境問題が多様化、深刻化する中、本市では、良好な環境の保全・創造に関する基本的事項を定めた「小樽市環境基本条例」を平成22年6月に制定し、その基本理念を具現化した各種環境施策を総合的かつ計画的に推進していくために、このたび「小樽市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の環境に関する取組の最も基本となる計画であり、将来の望ましい環境ビジョンを掲げ、だれもが自然と共生し安心して快適に暮らすことのできる持続発展可能な社会の実現を目指していくものです。施策の推進に当たっては、市民、事業者、市が一体となった協働によるパートナーシップ体制が不可欠となりますので、皆さんの御協力をいただきながら、次世代へとつながるより良い環境づくりに力を合わせて取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定段階において、アンケートなどで貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、熱心に御審議を賜りました環境審議会委員の皆様から感謝申し上げます。

平成27年4月

小樽市長 中松 義治

目次

1. 計画策定の基本的考え方 1
2. 環境の現状と課題 3
3. 望ましい環境像 6
4. 計画の基本目標 6
5. 施策の展開 7
6. 計画の推進と進行管理 15
- 〔用語解説〕 17

⇒本文中に※印のある用語を解説しています。

● 小樽市 ●

【位置】

北緯43度11分27秒
東経140度59分40秒

【面積】

243.65km²
東西36.47km、南北20.39km

【人口】

125,540人（世帯数65,981）
平成26年9月末現在
住民基本台帳

◆ 計画の目的

本計画は、小樽市環境基本条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する四つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

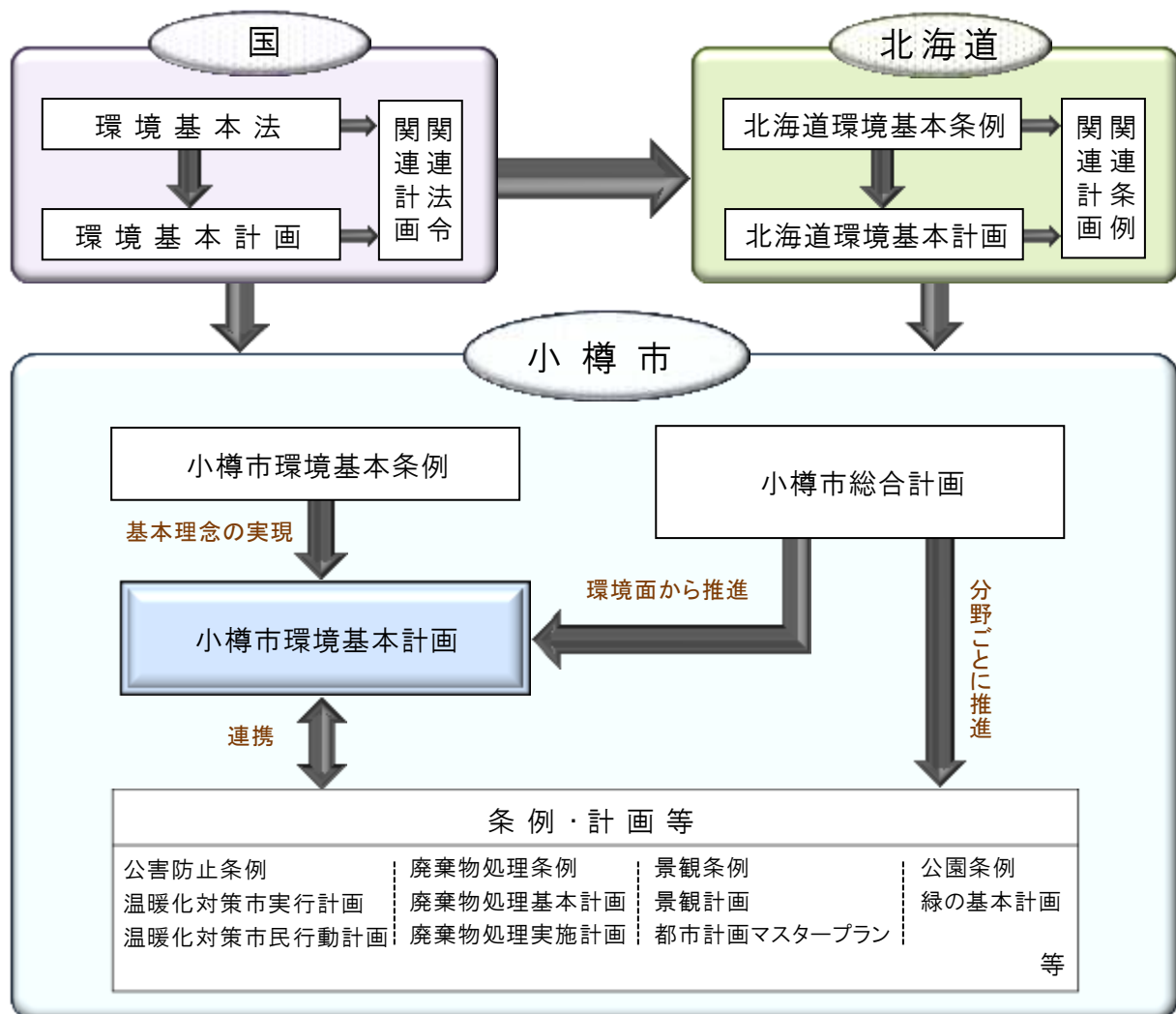
基本理念

- ① 良好な環境を確保し将来の世代へ継承していく
- ② 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する
- ③ 市民、事業者、市が相互に協力・連携する
- ④ 地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組む

◆ 計画の位置付け

本計画は、小樽市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、本市環境行政の最も基本となる「環境分野のマスタートプラン」であり、市の個別計画や事業と連携を取りながら、小樽市総合計画を環境面から推進していくものです。

計画の実施に当たっては、環境に関わる市の計画や条例等のほか、国や道の環境基本計画及び関連計画・法令とも整合性を図り、環境施策を総合的に進めていきます。



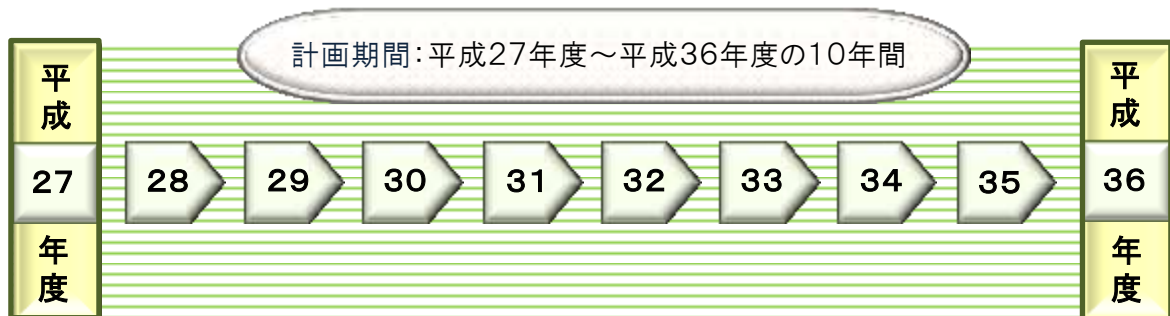
◆ 計画の対象

計画の対象地域は、小樽市全域とし、対象とする環境の範囲と要素は次のとおりです。

範 囲	要 素
自然環境	森林、河川、海岸、植物、動物、自然とのふれあいの場 など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭 など
廃棄物・資源循環	廃棄物処理、リサイクル など
社会環境	公園・緑地、水辺、景観、歴史的・文化的遺産 など
地球環境	地球温暖化※、酸性雨※、オゾン層の破壊※、エネルギー など
環境学習・環境活動	環境学習、環境教育、環境情報、環境保全活動 など

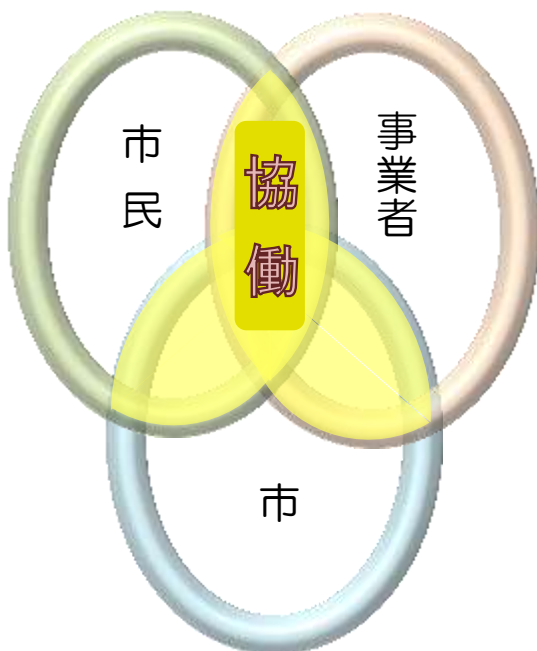
◆ 計画の期間

本計画の期間は、環境の将来的展望を見据え中長期的な視点に立ち、平成27年度～平成36年度の10年間とします。なお、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



◆ 計画の主体

本計画を推進する主体は、市民、事業者、市とします。各主体は、小樽市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに協力・連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。



各 主 体 の 責 務	
市民	●日常生活において環境への負荷の低減に努める ●環境の保全及び創造に自ら努め、市の施策に協力する
事業者	●事業活動において公害の防止と環境への負荷の低減に努める ●環境の保全及び創造に自ら努め、市の施策に協力する
市	●環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施する ●施策の策定・実施に当たり、環境への負荷の低減に努める ●本市を訪れる者に対しても施策の周知に努める

2

環境の現状と課題

◆ 自然環境

現 状	課 題
[森林] ・市域総面積の約 66%を占めます。 ・市民生活に関わる多様な機能を有しています。	・自然が有する機能と役割を理解し、適正な保全・管理が必要です。
[河川] ・多くの水系があり、水資源が豊富です。	・自然への影響を配慮し、整備を進めていくことが必要です。
[海岸] ・変化に富んだ地形を成し、一部は国定公園に指定されています。	・清掃美化など保全活動を市民と行政が協働で取り組むことが必要です。
[保全地域等] ・すぐれた自然として保護すべき地区や樹木等が指定されています。	・生息・生育環境への影響を配慮し、生態系の保全を図ることが必要です。
[植物・動物] ・多様な動植物が生息・生育し、貴重種も確認されています。	・自然と共生できるような、ふれあいの場を創出していくことが必要です。
[自然とのふれあいの場] ・海や山など市内各所に自然とふれあえる場があります。	



オタモイ海岸



ムラサキヤシオ
(小樽に自生する野生のツツジ)



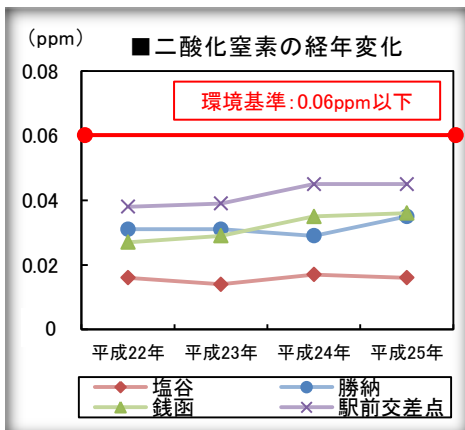
オジロワシ



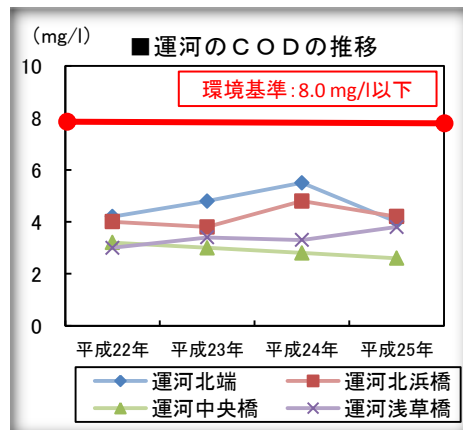
おたる自然の村

◆ 生活環境

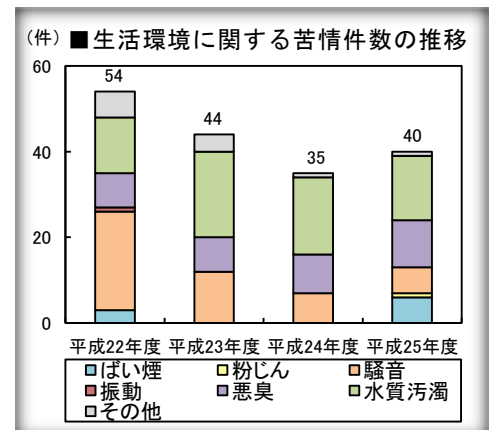
現 状	課 題
[大気] ・測定項目はすべて環境基準※を達成しています。	・引き続き環境基準の達成、規制数値の適合を維持していくことが必要です。
[水質] ・測定項目はすべて環境基準を達成しています。	・PM2.5※や放射性物質※については、継続的な監視と的確な情報提供を図っていくことが必要です。
[騒音・振動・悪臭] ・測定項目は、おおむね環境基準を達成しています。	・迅速な調査による原因究明と適切な対応・処理が必要です。
[公害苦情] ・騒音・悪臭などの感覚公害や水質についての内容が多く寄せられています。	



資料：生活環境部環境課



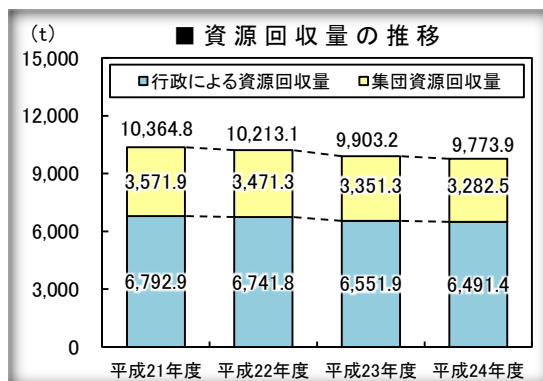
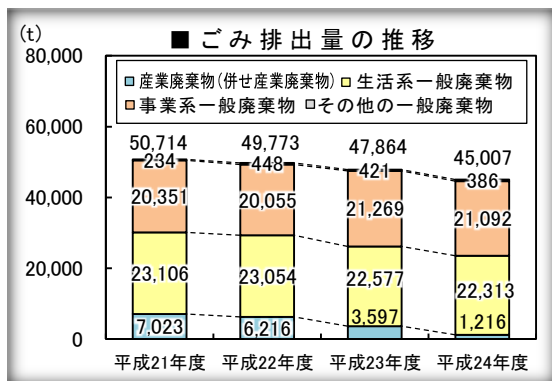
資料：生活環境部環境課



資料：生活環境部環境課

◆ 廃棄物・資源循環

現 状	課 題
[ごみの処理] ・ごみの排出量は減少傾向にあります。 ・一般廃棄物※の生活系と事業系の排出割合は同程度となっています。 ・ごみの不法投棄が多く、対策として監視パトロールを実施しています。	・ごみの種類や排出量に対応した効率的な収集・処理体制を整備していく必要があります。 ・ごみ分別の徹底と不法投棄対策の強化を実施していく必要があります。
[3R※～リデュース・リユース・リサイクル] (リデュース) ・「小樽市一般廃棄物処理基本計画」 ・「小樽市分別収集計画」 (リユース) ・「譲りたいもの」「探しているもの」の登録及び広報誌への掲載 (リサイクル) ・資源回収量：9,773.9t(H24 年度) ・市民一人1日当たりの生活系資源物排出量 138 g/人・日（行政回収分） ・資源化推進のための啓発事業と活動支援を実施しています。	・ごみの減量化と資源物の活用に向け、市民意識の向上とともに、地域での取組や活動への支援対策の推進を図っていく必要があります。 ・市民、事業者、市が協働でごみの減量化と資源物の活用に取り組んでいく必要があります。



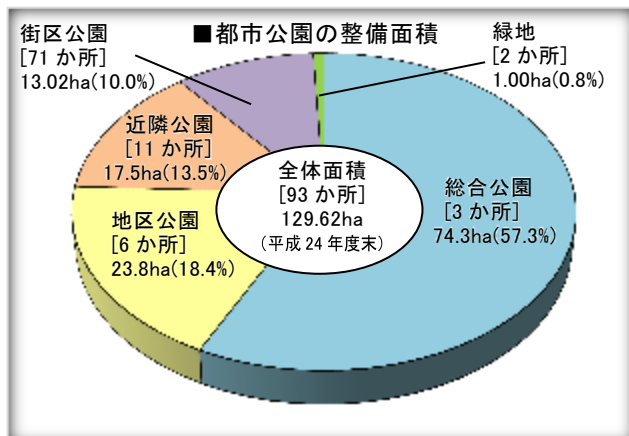
エコショップ※認定マーク

資料：清掃事業概要 平成 25 年度版

資料：生活環境部廃棄物対策課

◆ 社会環境

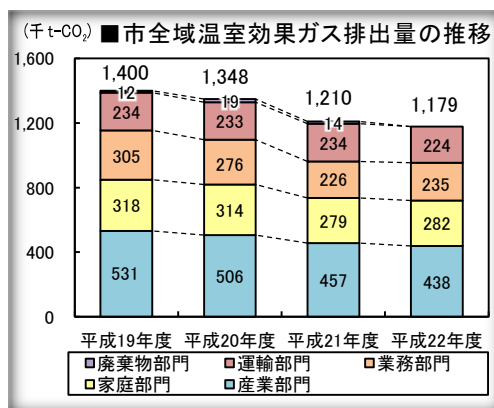
現 状	課 題
[公園・緑地] ・公園や緑地は様々な機能を有していますが、中心市街地などでは不足しています。	・身近な公園・緑地の確保と多様なニーズに対応した維持管理が必要です。
[水辺] ・海や川、運河など身近な所に、水とふれあえる空間があります。	・自然に配慮し、地域特性に応じた整備を行っていく必要があります。
[景観] ・小樽らしい歴史的景観、自然景観、眺望景観がまちの特色となっています。	・自然とまちなみが調和した良好な景観の形成・創出を図ることが必要です。 ・歴史的・文化的遺産の適切な保全・活用を図っていく必要があります。
[歴史的・文化的遺産] ・貴重な歴史的建造物や文化財が数多く残っています。	・市民と行政が協働で周辺環境に配慮した取組を進めていく必要があります。



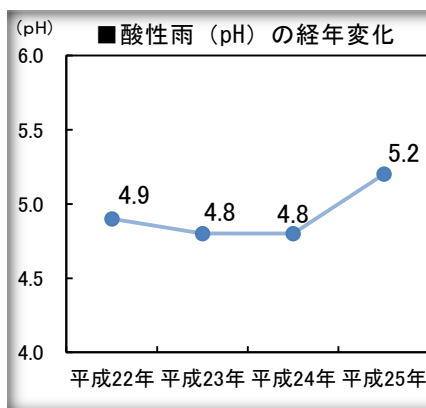
資料：建設部公園緑地課

◆ 地球環境

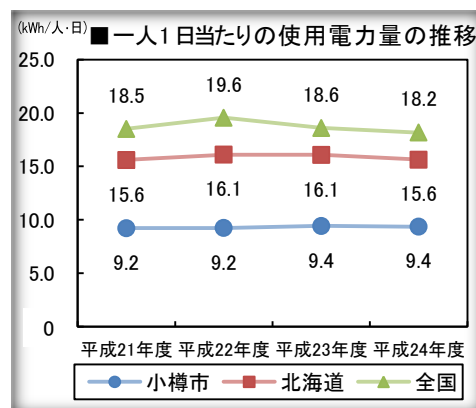
現 状	課 題
【地球温暖化】 ・気象の変動や人の健康、自然生態系などへの影響が懸念されます。 ・市全体の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。 ・計画的に温暖化防止施策を進めています。	・一人一人が自然環境に配慮した取組を実践し、官民が協働で持続可能な低炭素社会※を構築していく必要があります。
【酸性雨】 ・酸性雨のpH※は全国の平均値と同程度で推移しています。	・継続的な観測とともに、発生源対策の推進に取り組んでいく必要があります。
【オゾン層の破壊】 ・フロン類の回収業者登録とともに、回収方法等の周知を行っています。	・法令に基づいたフロン類の適正な回収・処理の促進を図っていく必要があります。
【エネルギー】 ・温暖化防止と合わせ省エネ施策を進めています。 ・公共施設で太陽光発電を導入しています。 ・住宅リフォーム時の太陽光発電設備の設置支援を行っています。	・省エネ型の生活様式への転換とともに、新エネルギーの普及促進を図っていく必要があります。



資料：環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト



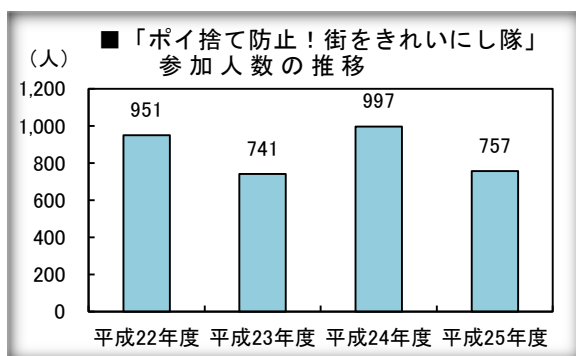
資料：生活環境部環境課



資料：[小樽市] 北海道電力(株)小樽支店資料、小樽市住民基本台帳
[北海道・全国] 電気事業連合会公開資料

◆ 環境学習・環境活動

現 状	課 題
【環境学習】 ・学習会や講座等を実施し、家庭や学校、地域での環境学習の推進を図っています。	・子どもから大人までが気軽に学べる場や機会の創出・確保が必要です。 ・多様な問題に対応できるよう学習内容の充実化を図っていく必要があります。
【環境情報】 ・ホームページや広報誌などを通して、市民のニーズに応じた情報を提供しています。	・的確で分かりやすい情報の効果的な発信と幅広い共有化が必要です。 ・環境学習・活動に携わる人材の育成と団体等への支援を行っていく必要があります。
【環境活動】 ・地域では市民ボランティアをはじめ様々な環境活動が行われています。 ・家庭や職場での環境配慮行動の実践に向けた啓発を行っています。	・主体的な学習と活動を通して、良好な環境の保全に向け、市民、事業者、市がともに考え、協働でまちづくりを進めていく必要があります。



資料：生活環境部廃棄物対策課



3

望ましい環境像

望ましい環境像は、10年後、20年後、小樽市の環境をどのようにしていくかを描く、中長期的な視点でとらえた目標となるものです。市の考え方や方向性に市民からの意見も踏まえながら、小樽市がこれから目指していく望ましい環境像を次のように定めます。

望ましい環境像

豊かな自然に包まれ 歴史と文化が息づく 快適空間 …
ともに守り 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 小樽

4

計画の基本目標

本市が目指す将来の環境像の実現に向けて、環境分野ごとに、次の六つの基本目標を設定します。

自然環境

自然と共生するまちづくり

豊かな自然とそこに生息する野生動植物を守り、人と自然とがふれあいながら共生することができるまちづくりを目標とします。

生活環境

安全で安心して暮らせるまちづくり

きれいな水とさわやかな空気のもと、健康で安心して暮らせるまちづくりを目標とします。

廃棄物・資源循環

資源を大切にするまちづくり

ごみを減らし資源をいかす循環型社会*を目指すまちづくりを目標とします。

社会環境

潤いと安らぎのあるまちづくり

歴史、文化、自然をいかし、調和の取れた潤いと安らぎのある心地よい空間に満ちたまちづくりを目標とします。

地球環境

地球環境を思いやるまちづくり

地球環境に配慮した温暖化の取組を行い、低炭素社会を目指すまちづくりを目標とします。

環境学習・環境活動

みんなで環境保全に取り組むまちづくり

市民、事業者、市が環境保全についてともに考え、協働で取り組んでいくまちづくりを目標とします。

望ましい環境像	基本目標	施策方針	個別施策
豊かな自然に包まれ 歴史と文化が息づく ともに守り 快適空間： 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 小樽	自然環境 1 自然と共生するまちづくり	1-1 自然豊かな環境の保全 1-2 多様な生き物の保全 1-3 自然とのふれあいの確保	(1) 森林の保全 (2) 河川・海岸の保全 (3) すぐれた自然の保全 (1) 野生動植物の保護 (1) 自然とふれあえる場の創出
	生活環境 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	2-1 空気と水がきれいな環境の確保 2-2 音や臭いが気にならない環境の確保	(1) 大気の保全 (2) 水質の保全 (1) 騒音・振動・悪臭対策の推進
	廃棄物・資源循環 3 資源を大切にするまちづくり	3-1 ごみ減量化と資源物有効利用の推進	(1) ごみの適正処理 (2) 3Rの推進
	社会環境 4 潤いと安らぎのあるまちづくり	4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保 4-2 良好な景観の形成 4-3 歴史と文化をいかした環境の保全	(1) 公園・緑地と水辺の整備 (1) まちなみ景観の創出 (1) 歴史的・文化的遺産の保全と活用
	地球環境 5 地球環境を思いやるまちづくり	5-1 地球環境の保全	(1) 地球環境問題に対する取組の推進 (2) エネルギーの効率的な利用と活用
	環境学習・環境活動 6 みんなで環境保全に取り組むまちづくり	6-1 環境保全に対する意識の向上 6-2 環境を保全する積極的な取組の推進	(1) 環境学習の推進 (2) 環境情報の充実 (1) 環境活動の推進

基本目標 1

自然環境 自然と共生するまちづくり



施策方針

1-1 自然豊かな環境の保全

◆ 個別施策（1）森林の保全

環境指標		現状値	目標値(H36年)
森林面積		161.33km ² (H24年度)	現状を維持する
主な取組	市	●水源涵養、保水などの機能を持ち、野生動植物の生息・生育環境でもある森林の保全に努める。 ●「小樽市森林整備計画」に基づき、森林資源の整備を推進する。 ●関係機関と連携し、自然林や保安林など森林の適正な整備・管理を進める。 ●森林の整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努める。 ●開発行為*や事業活動が実施される場合には、森林保護への配慮を促す。 ●市民参加による植樹や間伐など保全活動を支援する。 ●森林保全に関する情報提供や普及啓発活動に努める。	
	市民	●森林保全に関する学習会や行事などに参加し、森林の役割と大切さについて理解を深める。 ●植樹や間伐など保全活動に参加する。	
	事業者	●敷地内の林地を適正に管理する。 ●開発行為や事業活動を実施する場合には、森林保護への配慮に努める。 ●敷地内の林地を活用して森林保全に関する学習会や行事を開催する。 ●植樹や間伐など保全活動に参加する。	

◆ 個別施策（2）河川・海岸の保全

環境指標		現状値	目標値(H36年)
浚渫*工事箇所数 (運河へ接続している3河川の沈砂池浚渫)		1回3か所 (H25年度)	現状より増やす
主な取組	市	●河川・海域での清掃や浚渫、護岸整備などの適正な保全管理を行う。 ●国や北海道が実施する海岸の侵食防止や保安林保全などの事業推進に協力する。 ●河川の整備は、環境への十分な配慮に努める。 ●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促す。 ●市民参加による河川や海岸の清掃美化など保全活動を支援する。	
	市民	●河川敷や海岸部へ車両を乗り入れない。 ●河川や海岸へのごみ捨てはせず、持ち帰りを徹底する。 ●河川や海岸の清掃美化など保全活動に参加する。	
	事業者	●周辺で開発行為や事業活動を実施する場合には、環境への配慮に努める。 ●河川や海岸の保全に関する学習会や行事を開催する。 ●河川や海岸の清掃美化など保全活動に参加する。	

◆ 個別施策（3）すぐれた自然の保全

環境指標		現状値	目標値(H36年)
環境緑地保護地区・自然景観保護地区		8か所 (H25年度)	現状を維持する
記念保護樹木・保存樹木・保全樹林		15か所 (H25年度)	現状を維持する
主な取組	市	●環境緑地保護地区や自然景観保護地区、記念保護樹木の保全は、北海道と連携しながら取り組む。 ●自然保護監視員等との連携を取りながら保護区域内の巡回を継続していく。 ●保護区域やその周辺での整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努める。 ●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促す。 ●市民参加による保護区域やその周辺での清掃美化など保全活動を支援する。 ●市が指定する保存樹木・保全樹林の周知を行い、保全意識の啓発に努める。	
	市民	●規制のある区域内へ車両を乗り入れない。 ●保護区域やその周辺へのごみ捨てはせず、持ち帰りを徹底する。 ●保護区域やその周辺での清掃美化など保全活動に参加する。	
	事業者	●保護区域やその周辺で開発行為や事業活動を実施する場合には、環境への配慮に努める。 ●保護区域やその周辺での清掃美化など保全活動に参加する。	

施策方針

1-2 多様な生き物の保全

◆ 個別施策（1）野生動植物の保護

環境指標		現状値	目標値(H36年)
鳥獣保護区面積（4区域）		843ha（H25年度）	現状を維持する
主な取組	市	●多様な野生動植物の生息・生育場所である森林や河川・海岸等の保全に努める。 ●野生動植物を実態調査し、生息・生育状況の把握に努める。 ●鳥獣の保護と狩猟の適正化を図る。 ●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努める。 ●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促す。 ●外来生物に関する情報を収集・整理し提供することにより、地域固有の生態系への影響抑制に努める。 ●生態系の保全やペットの遺棄禁止について市民への啓発を行う。	
	市民	●野生動植物の生息・生育場所には、繁殖等を妨げないために、近づかない。 ●希少な野生動植物を捕獲・採取しない。 ●野生動物に餌を与えない。 ●外来生物を不用意に野山や川などへ持ち込まない。 ●ペットの飼育はマナーを守り、逃がしたり遺棄することなく責任をもって飼う。	
	事業者	●開発行為や事業活動の実施に当たっては、生態系への配慮に努める。 ●敷地内での植栽は、地域の植生に配慮する。	

施策方針

1-3 自然とのふれあいの確保

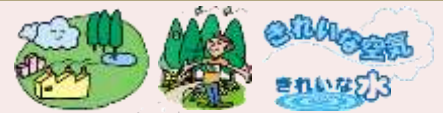
◆ 個別施策（1）自然とふれあえる場の創出

環境指標		現状値	目標値(H36年)
市民体験農園申込件数		120件（H25年度）	現状より増やす
主な取組	市	●自然を体験学習できる施設、遊歩道などを整備し、自然とふれあえる場の確保に努める。 ●国定公園内の探勝路や案内板などは、北海道と連携しながら整備を図る。 ●市内外からの来訪者に対して施設利用についてのマナー啓発に努める。 ●自然とふれあえる場所や体験学習施設、レクリエーション施設などに関する情報提供の充実に努め、市民の利用促進を図る。 ●市民参加による遊歩道の清掃美化など保全活動を支援する。	
	市民	●自然とふれあえる施設を利用する場合はマナーを守る。 ●野生動植物の観察、ハイキングや登山など、身近なところから自然とふれあう機会を持つ。 ●利用施設や遊歩道の清掃美化など保全活動に参加する。	
	事業者	●研修などで自然とふれあえる施設を利用する場合はマナーを守る。 ●敷地内を活用して自然とふれあえる場やもてなしの場を提供する。 ●利用施設や遊歩道の清掃美化など保全活動に参加する。	

基本目標2

生活環境

安全で安心して暮らせるまちづくり



施策方針

2-1 空気と水がきれいな環境の確保

◆ 個別施策（1）大気 の 保 全

環境指標		現状値	目標値(H36年)
大気環境基準値超過件数（常時監視項目）		0件（H25年度）	現状を維持する
主な取組	市	●大気汚染の状況を把握するため、観測・監視を行う。 ●ばい煙や粉じんなど大気汚染物質の発生源となる工場・事業場に対して、立入調査を実施し、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行う。 ●低公害車の普及とアイドリングストップ*運動の推進、公共交通機関の利用促進など自動車排出ガス対策に取り組む。 ●野焼き防止を図るため、啓発と監視に努める。 ●公害発生源を調査し適正な防止策が図られるよう努める。	
	市民	●自動車を購入する際は、低公害車を検討する。 ●アイドリングストップを実践する。 ●公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努める。 ●家庭ごみの野焼きはやめる。	
	事業者	●大気汚染物質を排出する工場・事業場では、規制基準の順守と施設の適正管理に努める。 ●自動車を導入する際は、低公害車を検討する。 ●アイドリングストップを実践する。 ●通勤や出張などで、自動車以外の交通手段を使う。 ●廃棄物の野焼きはやめる。	

◆ 個別施策（2）水質 の 保 全

環境指標		現状値	目標値(H36年)
水質環境基準値超過件数（運河4地点）		0件（H25年度）	現状を維持する
主な取組	市	●河川・海域の水質状況を把握するため、観測・監視を行う。 ●水質汚濁物質の発生源となる工場・事業場に対して、北海道と連携して立入調査を実施し、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行う。 ●下水道の更新整備・接続、合併処理浄化槽への転換推進を図っていく。 ●生活排水による水質汚濁防止の啓発を行う。 ●公害発生源を調査し適正な防止策が図られるよう努める。	
	市民	●下水道接続、合併処理浄化槽への転換に努める。 ●家庭では、適正な廃油処理、環境に配慮した洗剤の使用に努める。	
	事業者	●水質汚濁物質を排出する工場・事業場では、規制基準の順守と施設の適正管理に努める。 ●下水道接続、合併処理浄化槽への転換に努める。 ●事務所では、適正な廃油処理、環境に配慮した洗剤の使用に努める。	

施策方針

2-2 音や臭いが気にならない環境の確保

◆ 個別施策（1）騒音・振動・悪臭対策の推進

環境指標		現状値	目標値(H36年)
騒音環境基準値超過件数（一般環境騒音）		0件（H25年度）	現状を維持する
主な取組	市	●主要幹線道路の自動車交通騒音・振動の調査を実施し、状況の把握を行う。 ●沿道の自動車交通騒音緩和のため、国や北海道と協力して、遮音壁や低騒音舗装、植樹帯の整備などに努める。 ●自動車使用の抑制と公共交通機関の利用促進を図る。 ●自動車の急発進・急加速・空ぶかしの自粛など、騒音防止の啓発を行う。 ●発生源となる工場・事業場に対して、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行う。 ●建設作業に対して、低騒音・低振動型機械の導入や適正な作業時間の設定など、周辺への配慮徹底を指導する。 ●住宅地での生活騒音抑制の啓発を行う。 ●公害発生源を調査し適正な防止策が図られるよう努める。	
	市民	●公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努める。 ●自動車の急発進・急加速・空ぶかしはやめる。 ●オーディオ、楽器、カラオケ、日曜大工の音やペットの鳴き声などが周囲の迷惑にならないよう努める。	
	事業者	●通勤や出張などで、自動車以外の交通手段を使う。 ●自動車の急発進・急加速・空ぶかしはやめる。 ●騒音・振動・悪臭が発生する工場・事業場では、規制基準の順守と施設の適正管理に努める。 ●建設作業の際は、低騒音・低振動型機械の導入や適正な作業時間の設定など、周辺に配慮する。 ●深夜営業や街頭宣伝による騒音の抑制に努める。	

基本目標3

廃棄物・資源循環

資源を大切にするまちづくり



施策方針

3-1 ごみ減量化と資源物有効利用の推進

◆ 個別施策（1）ごみの適正処理

環境指標		現状値	目標値(H36年)
市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量		476g/人・日（H24年度）	現状より減らす
主な取組	市	●分別区分や品目、回収方法などを見直し効率的な収集体系の構築を図る。 ●ごみステーションの設置補助などで集積拠点の拡充と整備を図る。 ●廃棄物処理施設での適正なごみ処理と施設の維持管理を行う。 ●家庭や事業所でのごみの適正処理・減量化に向けた啓発・指導を行う。 ●定期的なパトロールや看板設置などによりごみの不法投棄・野焼きの未然防止を図る。 ●北海道や警察など関係機関とも連携しながら、ごみの不法投棄・野焼きの監視・通報体制の強化に努める。 ●家庭や事業所でのごみの不法投棄・野焼き防止に向けた啓発・指導を行う。	
	市民	●ごみステーションの清掃と管理に努める。 ●ごみの正しい分別や出し方などマナーを守り、減量化に努める。 ●廃家電や廃タイヤなどは不法投棄せず適正に処理する。 ●不法投棄されないよう、所有地を適正に管理する。 ●ごみのポイ捨て、野焼きはやめる。 ●地域パトロールなどに協力する。	
	事業者	●廃棄物は、自らの責任で法令に基づき適正に処理し、減量化に努める。 ●不法投棄されないよう、所有地を適正に管理する。 ●廃棄物の不法投棄、野焼きはやめる。 ●地域パトロールなどに協力する。	

◆ 個別施策（2）3Rの推進

環境指標		現状値	目標値(H36年)
市民一人1日当たりの生活系資源物排出量		138g/人・日（H24年度）	現状より増やす
主な取組	市	●「小樽市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、計画的にごみの減量化を推進する。 ●「小樽市分別収集計画」に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。 ●ごみの発生抑制による減量化に向けた啓発を行う。 ●ごみの減量化に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップに認定し、広く周知する。 ●市民や事業者によるごみ減量化の取組を支援する。 ●再生品・再生利用品の利用促進に向けた啓発を行う。 ●広報を通して不用品登録による交換・譲渡などの活用促進を支援する。 ●リサイクル教室・講座など資源化に関する事業を推進する。 ●環境イベントの開催やリサイクルプラザの活用などを通して資源化に向けた啓発を行う。 ●市民や事業者による資源化の取組を支援する。	
	市民	●ごみの分別を徹底する。 ●生ごみ処理機やコンポストの利用などごみの減量化に努める。 ●買い物ではマイバッグを使用し、商品の過剰包装を断り、不要な物は買わない。 ●グリーンマーク商品*やリサイクル製品の使用に努める。 ●物を大切に扱い、修理などして長く使用する。 ●詰め替え式商品やリターナブル容器*の商品を購入する。 ●フリーマーケットやバザーなどを活用し不用品の再利用に努める。 ●集団資源回収に協力する。 ●リサイクル教室・講座、イベントなどに参加する。	
	事業者	●ごみの分別を徹底する。 ●在庫管理を徹底するなど余剰生産を回避する。 ●長く使え分別や資源化のしやすい製品の開発・製造・販売に努める。 ●マイバッグの利用推奨によるレジ袋削減や包装・梱包の簡素化に努める。 ●グリーンマーク商品やリサイクル製品の使用に努める。 ●エコショップとして、ごみ減量化の取組に努める。 ●電子媒体を活用し配付資料を減らすなど、ペーパーレス化に努める。 ●コピーの裏紙使用や詰め替え式商品の導入に努める。 ●フリーマーケットやバザーなどを開催する。 ●資源物の店頭回収促進に努める。 ●リサイクルに関するイベントを開催する。	

基本目標4

社会環境

潤いと安らぎのあるまちづくり



施策方針

4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保

◆ 個別施策（1）公園・緑地と水辺の整備

環境指標		現状値	目標値(H32年)
市民一人当たりの都市公園面積		10.09m ² (H24年度)	12m ²
主な取組	市	●「小樽市緑の基本計画」に基づき、地域の特性などもちかした魅力あふれる公園・緑地の整備を進める。 ●利用者の安全や快適性などを確保するよう維持管理の充実を図る。 ●公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努める。 ●イベントや野外学習など緑とふれあう機会の充実を図る。 ●散策路や小広場など親水空間を確保し水辺を整備する。 ●花壇の整備や植樹を行う団体の育成と支援に努める。 ●市民参加による公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動を支援する。	
	市民	●公園や散策路でゴミのポイ捨てや犬のふんの放置を行わないなどマナーを守る。 ●庭の花壇づくりや生け垣の設置など身近なところから緑を増やしていく。 ●緑や水辺とふれあうイベントに参加する。 ●公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動に参加する。	
		事業者	●開発や整備する場合は緑の保全に配慮する。 ●敷地や施設内の緑化に努める。 ●緑とふれあうイベントを開催する。 ●公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動に参加する。

施策方針

4-2 良好な景観の形成

◆ 個別施策（1）まちなみ景観の創出

環境指標		現状値	目標値(H36年)
小樽歴史景観区域		131.6ha (H25年度)	現状を維持する
主な取組	市	●「小樽市景観計画」などに基づき、新旧調和の取れた都市景観づくりを進める。 ●小樽歴史景観区域では、歴史的建造物と調和した小樽らしいまちなみの形成を図る。 ●建築物の建築や屋外広告物の設置などに対しては、条例などに基づき地域の特性を踏まえた良好な景観形成の誘導に努める。 ●都市景観賞、八区八景めぐり等のイベント実施など、景観に対する理解と意識の向上を図る啓発活動を推進する。	
	市民	●建築物などは「小樽市景観計画」の行為制限内容に沿った景観に配慮する。 ●庭の草刈りや樹木の剪定(せんてい)をする。 ●景観に関するイベントへの参加や景観形成上貴重な建物、自然の維持管理など保全活動に参加する。	
		事業者	●開発行為や事業活動の実施の際は、周辺の景観への配慮に努める。 ●建築物などは「小樽市景観計画」の行為制限内容に沿った景観に配慮する。 ●屋外広告物は「小樽市屋外広告物条例」の基準に適合させ、景観に配慮して設置する。 ●敷地内の草刈りや樹木の剪定(せんてい)をする。 ●花や緑、ライトアップの演出など潤いのある景観づくりに努める。 ●景観に関するイベントへの参加や景観形成上貴重な建物、自然の維持管理など保全活動に参加する。

施策方針

4-3 歴史と文化をいかした環境の保全

◆ 個別施策（1）歴史的・文化的遺産の保全と活用

環境指標		現状値	目標値(H36年)
指定歴史的建造物の件数		73件 (H26年6月)	現状より増やす
主な取組	市	●郷土に残る貴重な歴史的建造物の登録と文化財の指定の検討を行い、市民の協力を得ながら適切な保全と継承に努める。 ●歴史的建造物や文化財に関するパンフレットや案内板・説明板などを通して、保存・継承に向けた啓発に努める。 ●登録・指定歴史的建造物の保全に係る技術的・経済的支援に努める。 ●市外や外国からの来訪者に分かりやすい案内・説明の周知に努める。 ●総合博物館などで郷土資料に関する展示内容の充実を図る。 ●歴史的建造物や文化財の特色をいかしながら、憩いの場や観光資源としての活用を図る。 ●市民参加による文化財の調査、維持管理など保全活動を支援する。 ●伝統文化を伝える後継者の育成と保存団体の支援を図る。	
	市民	●地域伝統の行事や祭り、郷土の歴史・文化に関する講座やイベントなどに参加する。 ●歴史的建造物や文化財の調査、維持管理など保全活動への参加や協力に努める。	
		事業者	●開発行為や事業活動の実施の際は、歴史的建造物や文化財への配慮に努める。 ●敷地内に貴重な歴史的・文化的遺産がある場合は、適切な維持管理と保全に努める。 ●歴史的建造物や文化財の調査、維持管理など保全活動への支援や協力に努める。

基本目標5

地球環境

地球環境を思いやるまちづくり



施策方針

5-1 地球環境の保全

◆ 個別施策（1）地球環境問題に対する取組の推進

環境指標		現状値	目標値(H33年)
市事務事業からの温室効果ガス排出量 (第3次小樽市温暖化対策推進実行計画指標)		H23年度比で 6.6%削減 (H25年度)	H23年度比で 10%以上削減
主な取組	市	●「小樽市温暖化対策推進実行計画」に基づき、市が率先して公共施設の管理や職員の取組により、事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努める。 ●環境に関する講座やイベントの開催、パンフレットの配布などを通して、家庭や事業所での地球温暖化防止に向けた啓発を行う。 ●オゾン層の破壊を引き起こす温室効果ガスであるフロン類の適正な回収・処理の推進を図る。 ●大気汚染物質が原因となっている酸性雨の監視を継続的に実施する。	
	市民	●「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」で示している市民の取組を実践する。〔別表参照〕 ●フロン類の適正な処理に努める。 ●環境に関する講座やイベントに参加する。	
	事業者	●「おたるエコガイド」で示している事業者の取組を実践する。〔別表参照〕 ●フロン類の適正な処理に努める。 ●環境に関する講座やイベントに参加する。	

◆ 個別施策（2）エネルギーの効率的な利用と活用

環境指標		現状値	目標値(H36年)
市民一人1日当たりの使用電力量		9.4kWh (H24年度)	現状より減らす
主な取組	市	●「小樽市温暖化対策推進実行計画」に基づき、市が率先して公共施設の管理や職員の取組により、省エネルギーの推進を図る。 ●環境に関する講座やイベントの開催、パンフレットの配布などを通して、家庭や事業所での省エネルギーに向けた啓発を行う。 ●省エネルギーに関する各種支援制度などの情報を提供する。 ●再生可能エネルギー*の活用に向けた情報収集や研究を進める。 ●公共施設での再生可能エネルギー設備の導入を検討する。 ●新エネルギーに関する各種支援制度などの情報を提供する。	
	市民	●「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」で示している市民の取組を実践する。〔別表参照〕 ●住宅では省エネルギーや新エネルギーの設備導入を検討する。 ●環境に関する講座やイベントに参加する。	
	事業者	●「おたるエコガイド」で示している事業者の取組を実践する。〔別表参照〕 ●施設では省エネルギーや新エネルギーの設備導入を検討する。 ●環境に関する講座やイベントに参加する。	

〔別表〕市民、事業者の環境配慮行動指針

市民の主な取組		事業者の主な取組	
リビング	◎使っていない照明や見ていないテレビは消す。 ◎暖房の設定温度を下げたり、使用時間を短くする。 ◎使っていない家電はプラグを抜く。 ◎白熱電球をLED電球などに替える。	照明	◎昼休みの消灯を徹底する。 ◎照明にLEDを採用する。 ◎間引き点灯を実施する。 ◎人感センサーによる点灯を導入する。
水まわり	◎水を出しっぱなしで歯磨き・洗顔を行わない。 ◎シャワーは、こまめに止める。 ◎お風呂は家族で続けて入る。	ボイラー	◎使用時間を短縮する。 ◎蒸気弁や配管の断熱化を行う。 ◎燃焼効率の良い機種へ更新する。 ◎燃焼空気を調整する。
マイカー	◎急発進、急加速、不要なアイドリングはやめる。 ◎公共交通機関を使うようにし、近くへは徒歩で行く。 ◎週に1日はノーマイカーデーを設ける。	空調	◎ブラインドカーテンを活用する。 ◎クールビズ・ウォームビズを推進する。 ◎空調機のフィルターをこまめに清掃する。 ◎個別空調方式を導入する。
ショッピング	◎買い物バッグを持参し、レジ袋を断る。 ◎再生品やエコマーク商品を選ぶ。 ◎トレイ商品より、ばら売りを選ぶ。 ◎地元で採れた食材を選ぶ。	水道・給湯	◎センサー付き自動水栓を導入する。 ◎配管の断熱化を行う。 ◎節水型シャワーヘッドを導入する。
クッキング	◎なべ底から炎がはみ出さないようにする。 ◎ポットや炊飯器の保温機能を使わないようにする。 ◎廃油は流さず再利用する。	コンプレッサー	◎吐出圧を下げる。
ごみ	◎ごみを減らす。(物を使い切るなど) ◎リサイクルをする。(資源回収など) ◎物品を繰り返し長く使う。(修理など)	ポンプ・ファン	◎インバータ化を行う。

基本目標6

環境学習・環境活動

みんなで環境保全に取り組むまちづくり



施策方針

6-1 環境保全に対する意識の向上

◆ 個別施策（1）環境学習の推進

環境指標		現状値	目標値(H30年)
森の自然館入館者数		11,787人（H25年度）	18,500人以上
主な取組	市	●自然観察会などの体験学習会、まち育てふれあいトークやリサイクル教室などの講座、環境パネル展などのイベントを開催し学習機会の拡充を図る。 ●自然を体験学習できる施設や視察見学ができる環境関連施設などの利用促進を図る。 ●環境学習に取り組むこどもエコクラブなどの団体を支援する。 ●学校教育では「小樽市学校教育推進計画」に基づき、子どもたち自らが環境に配慮して行動できる意欲や態度を身に付けられるよう環境教育の推進に努める。 ●学校給食では地産地消の献立を取り入れる。 ●環境分野の講師や指導者など人材の育成に努める。	
	市民	●環境への理解を深めるため、各種講座や体験学習会、イベントなどに参加する。 ●身近な自然に関心を持ち、家庭では環境について話し合ったりする。 ●家庭と学校が協力して子どもたちへの環境教育の充実に努める。	
	事業者	●環境に関するイベントや施設見学会などを開催する。 ●研修などを通して環境配慮に向けた社員教育に努める。	

◆ 個別施策（2）環境情報の充実

環境指標		現状値	目標値(H36年)
「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」 「おたるエコガイド」の配布部数		372部（H25年度）	現状より増やす
主な取組	市	●市民ニーズに応えた生活上の必要な情報や快適に過ごすための情報など内容の充実に努める。 ●広報誌やホームページ、パンフレットなどを通して、的確な情報を効果的な手段により広く提供する。 ●環境に関する講座やイベント、事業者や民間団体との会議・会合など様々な機会を利用し、目的に応じたパンフレットや資料の配布により情報提供を行う。 ●市民と行政との間で幅広い情報の発信と収集、共有化を図る。	
	市民	●環境に関する必要な情報を収集し、暮らしに活用する。 ●環境に影響を及ぼすような事柄を見聞きした場合には、市や関係機関に情報を提供する。 ●家庭や地域などでは積極的に情報交換を行う。	
	事業者	●環境に関する必要な情報を収集し、事業活動に活用する。 ●環境に配慮した事業活動や製品の情報を公表する。 ●他の事業者や関係機関などとの間で環境に関する情報交換を行う。	

施策方針

6-2 環境を保全する積極的な取組の推進

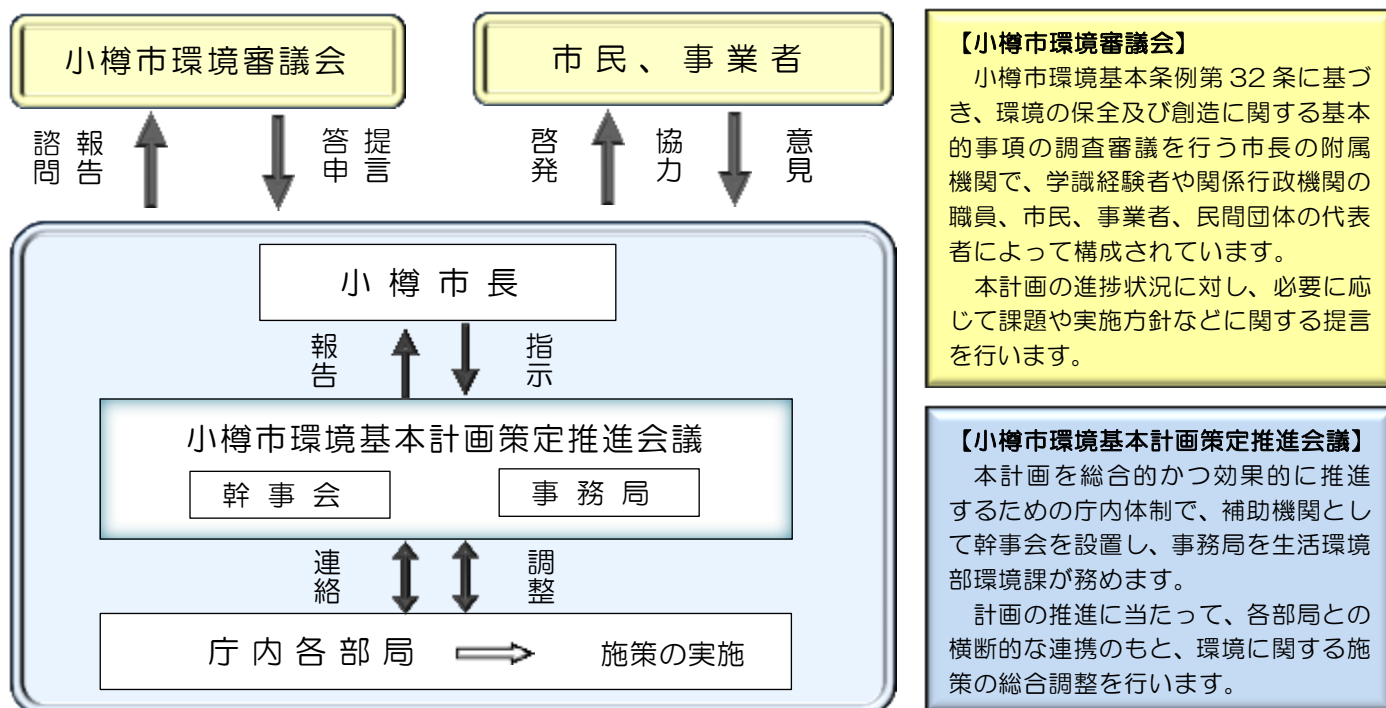
◆ 個別施策（1）環境活動の推進

環境指標		現状値	目標値(H36年)
清掃ボランティア参加者数 〔地域清掃や「ボイ捨て防止！街をきれいにし隊」などへの参加者数〕		12,527人（H25年度）	現状より増やす
主な取組	市	●環境保全に向けた啓発を行うとともに、各種活動の周知を図る。 ●市民、事業者、民間団体などと連携を取りながら、協働による環境保全の取組を推進していく。 ●環境保全に取り組む地域でのボランティア活動を支援する。 ●活動に携わる人材の育成を図る。 ●環境保全に貢献している個人や団体に対する表彰の選考や推薦を行うとともに、取組の状況などを紹介する。 ●市が率先して事務事業の中で環境に配慮した取組を行う。 ●家庭や職場での環境配慮に向けた啓発を行うとともに、行動指針についての周知を図る。	
	市民	●地域での緑化や清掃、集団資源回収、歴史的・文化的遺産の保存など環境保全のボランティア活動に参加する。 ●各主体と協力して活動に取り組む。 ●「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」で示している市民の取組を実践する。〔13ページ別表参照〕 ●身近な動植物に影響を与えないよう自然環境に配慮した行動を心掛ける。 ●騒音・悪臭の防止やペット飼育に関するマナー順守など、近隣の生活環境に配慮した行動を心掛ける。	
	事業者	●地域での環境保全活動に参加する。 ●敷地内で環境保全活動を行う。 ●各主体と協力して活動に取り組む。 ●「おたるエコガイド」で示している事業者の取組を実践する。〔13ページ別表参照〕 ●地域の自然や住民の生活環境に配慮した事業活動を行う。	

◆ 計画の推進体制

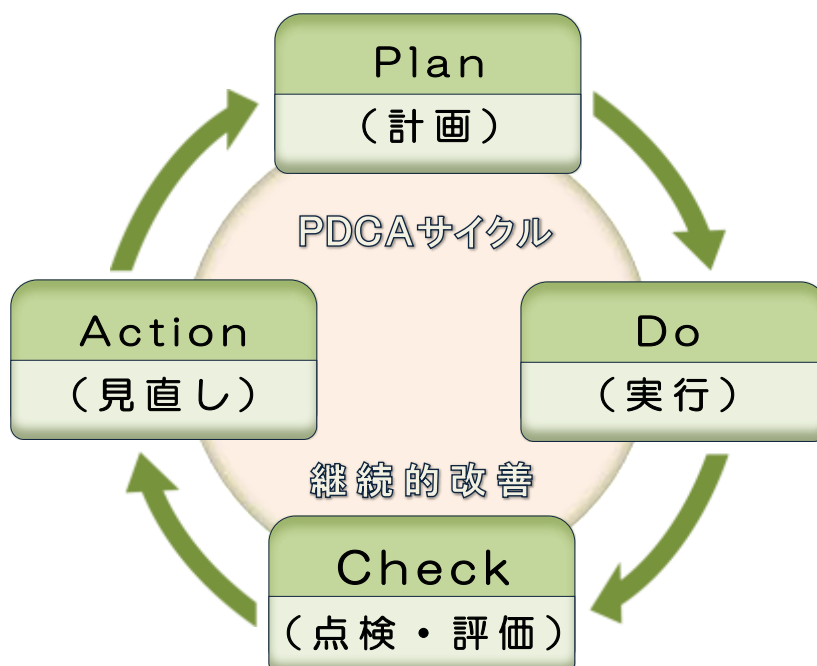
本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確に認識し、相互に連携を取りながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

目指すべき望ましい環境像の実現に向け、本計画の実効性を高め、着実に推進していくための体制整備を図ります。



◆ 計画の進行管理

本計画の策定後は、施策の進捗状況や目標に対しての達成度を把握しながら、計画の実効性を確保していく必要があります。本計画では、環境マネジメントシステム※の考え方に基づき、PDCAサイクルを回していくことにより計画の進行管理を行います。

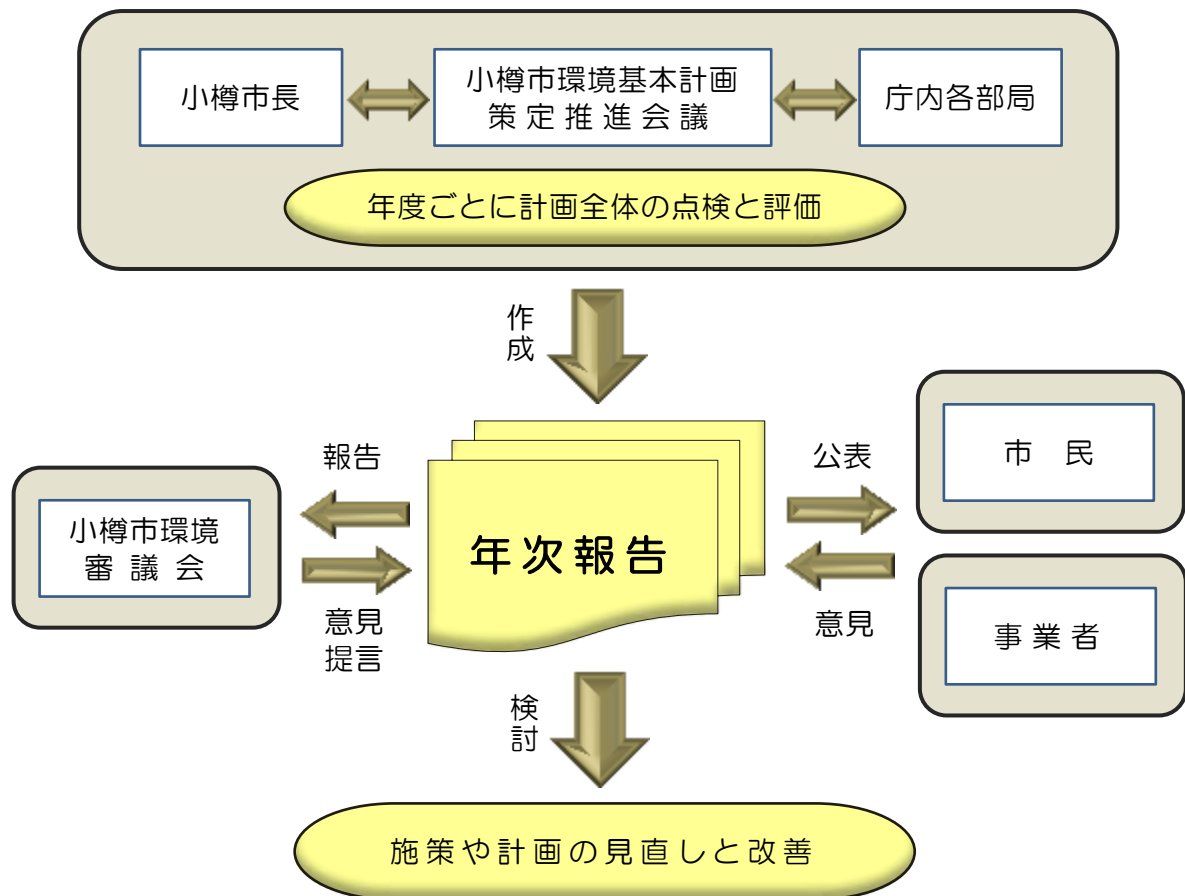


◆ 評価の公表

本計画に基づく様々な取組の状況については、小樽市環境基本計画策定推進会議で、年度ごとに計画全体の施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価し、年次報告として取りまとめを行います。

年次報告は、各会議への報告とともに、市の広報誌やホームページを通じて広く市民・事業者に公表します。

本計画の評価に対して寄せられた意見については、庁内各部局へフィードバックし、必要に応じて施策や計画の見直しと改善を図っていきます。



用語解説

【アイドリングストップ】P10

駐停車の際に自動車のエンジンを停止させることです。大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制になります。

【一般廃棄物】P4

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭から排出されるごみ为主なもので、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみや、し尿などの液状廃棄物も含まれます。

【エコショップ】P4

ごみの減量化、資源化、省エネなどに取り組んでいる店舗のことで、市では環境にやさしい店をエコショップとして認定しています。

【オゾン層の破壊】P2

オゾンとは酸素原子3個からなる気体で、大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。しかし、特定フロン等の大気中への放出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊され、その結果、有害紫外線が増大し、皮膚がんが増える等の健康影響をはじめ生態系や気候に重大な影響をもたらすことが懸念されています。

【小樽歴史景観区域】P4

「景観法」に規定する景観計画区域のうち、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を指定します。

【温室効果ガス】P5

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きをする気体を指します。「京都議定書」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6種類のガスを温室効果ガスとしています。日本においては、排出される温室効果ガスの90%以上を二酸化炭素が占めています。

【開発行為】P8

建築物や特定工作物の建設の際に行う区画形質の変更のことです。

【環境基準】P3

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法第16条）のことで、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壤汚染について定められています。

【環境マネジメントシステム】P15

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理又は環境マネジメントと呼び、これを進める上での体制や手続き等の仕組みのことをいいます。

【環境緑地保護地区】P3

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区のことをいいます。

【グリーンマーク商品】P11

環境負荷の少ない製品に表示する様々な環境ラベルのうち、古紙を原料に再生利用したことが識別できるマークがつけられた商品のことをいいます。古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的として制度化されています。

【再生可能エネルギー】P13

繰り返し起こる自然現象から取り出すエネルギーの総称です。太陽光や風力、地熱、波力などの自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクル型エネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。普及促進にはコージェネレーションや燃料電池などの高度利用技術が必要とされています。

【酸性雨】P2

化石燃料の燃焼等に伴い排出される硫酸酸化物等により雨水が酸性化することで、pH5.6以下の雨水を広い意味で酸性雨と定義しています。被害は欧州全体の湖沼、森林、建造物に及んでおり、日本でも建造物などに酸性雨が原因かと思われる被害が発生しています。

【自然景観保護地区】P3

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区のことをいいます。

【循環型社会】P6

環境への負荷を低減するため、製品の再利用や再資源化等を進めて新たに自然界から採取する資源をできるだけ少なくするとともに、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことをいいます。

【浚渫】P8

水深の保持や汚染防止のために、海や河川、湖沼、ダム湖などの底に堆積している土砂や汚泥を除去することです。

【水源涵養】P3

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化させて流量を安定させる機能のことです。雨水が森林土壌を通過するので水質の浄化にもつながります。

【3R】P4

ごみの減量やリサイクルの促進へ向けた行動目標を表す標語です。発生抑制（Reduce、買う量や使う量を減らすこと）、再使用（Reuse、使える物は繰り返し使うこと）、資源化（Recycle、再び資源として活用すること）の英語の頭文字に由来しています。

【地球温暖化】P2

人為的要因により、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

【低炭素社会】P5

地球温暖化が進行し気候変動への悪影響が社会問題となる中、生まれた考え方で、化石燃料消費に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同じレベルにしていこうとすることで、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいいます。

【pH】P5

水素イオン濃度指数のことをいい、酸性、アルカリ性を示す指標で、7.0が中性、これより数値が小さくなるほど強い酸性を示し、数値が大きくなるほど強いアルカリ性を示します。

【PM_{2.5}】P3

微小粒子状物質（イオン）といい、大気中に浮遊している2.5 μm （1 μm は1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系に対して悪影響を及ぼします。なお、粒径が10 μm 以下で、大気中に浮遊する物質を浮遊粒子状物質（SPM）と呼び、いずれも環境基準が定められています。

【放射性物質】P3

放射線を出す能力（放射能）がある物質全体のことをいいます。

【リターナブル容器】P11

中身を消費した後、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再利用できるようにした容器のことです。ガラス製のビールびんや一升びんなどが該当します。ごみの発生抑制の手段として有効とされています。



小樽市環境基本計画 概要版

平成27年4月発行



小樽市生活環境部環境課

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

TEL : 0134-32-4111

FAX : 0134-32-5032

E-mail : kankyo@city.otaru.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.otaru.lg.jp/kankyo/>



市の花 ツツジ



市の木 シラカンバ



市の鳥 アオバト